

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：辺法寺地区機能強化対策工事（緑越）)	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名（ 全工種 ） 施工時期及び施工時間（ 8：30 ～ 17：00 ） 施工方法（ ）
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 余裕期間設定工事	<input type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日（工事着手期限日）までの期間内で工事着手日を設定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日より工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
用 地 関 係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
公 害 対 策 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）） <input type="checkbox"/> 施工時期（ ）
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）
	<input type="checkbox"/> 漁業関係による調整	<input type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input type="checkbox"/> 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数（起点、終点到1人ずつ配置（うち交通誘導警備員A（1人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（ 中継ポンプ ）
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ 施工に関して事前に埋設物調査を実施し、施工機械等の接触による損傷事故を防止すること。 ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離 L = 8 km、 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ 汚泥 ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
<input checked="" type="checkbox"/> その他 既設機器	<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 既設機器等必要に応じて洗浄し、金属くずなど適切に処分するものとする。 ）	
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 ）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すると。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工所用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生産品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L= km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 工期について ）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（新型コロナウイルス等の影響により機器類の入手に通常より時間を要し工期内の完成が困難な場合は、工期について監督員と別途協議を行うこと。）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和3年7月）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の見直し完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： <input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ） <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件		<p><input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> (土木) 「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (土木) 「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (港湾) 「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (港湾) 「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (農業農村整備工事) 「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (農業農村整備工事) 「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (森林整備保全工事) 「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (森林整備保全工事) 「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (漁港漁場関係工事) 「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> (漁港漁場関係工事) 「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和3年10月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和2年7月改定版〕」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和3年8月6日改定版〕」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書〔令和2年8月制定版〕」を適用</p> <p>※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式(詳細設計未実施の場合)特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・工事資料 () ・工事実施計画書 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式(詳細設計実施済の場合)特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・工事資料 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(土工)特記仕様書【発注者指定型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・指定する施工プロセス ①3次元起工測量(指定) ②3次元設計データ作成(指定) ③ICT建設機械による施工(指定) ④3次元出来形管理等の施工管理() ⑤3次元データの納品() ・ICT建設機械の施工 <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGバックホウ</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(舗装工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(地盤改良工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(河川浚渫)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「ICT活用工事(舗装工(修繕工))特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件		<input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設現場の遠隔臨場に関するモデル工事 特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真、完成図等）は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （ 1 ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 3年 7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	<input type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり	<input type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 (工種： <input type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> 柵工 <input type="checkbox"/> 筋工 <input type="checkbox"/> 型枠工 <input type="checkbox"/> 視線誘導標 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 案内標識 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防蟻・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防蟻・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等を 受けた場合の 措置	<input type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から四日市建設事務所 副所長兼総務・管理室長（不当要求等防止責任者）に報告様式〔三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、四日市建設事務所 副所長兼総務・管理室長（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。
工事实態調査	<input type="checkbox"/> 工事实態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
特例監理技術者の 設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書〔特例監理技術者等の配置〕に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

動力制御盤・計装盤標準仕様書

1. 構造概要

動力の供給、制御、操作、監視の機能を備えた装置を収めるもので、各部は容易に緩まず、丈夫で耐久性に富み、電線の接続、開閉の操作、気狂いの保守及び点検が容易な構造とする。

2. 製作条件

- (1) 準拠規格
JEM1265(低圧金属閉鎖型スイッチギア及びコントロールギア)
- (2) 良質な材料で構成する。
- (3) 鋼板の厚みは下記に示す厚みを確保して製作し、必要に応じて折り曲げ又はプレスリブ加工、あるいは鋼材をもって補強し、組み立てた状態において金属部は相互に電氣的に連結しているものとする。

鋼板の厚さ

構成部	鋼板の厚さ	備考
側面板	1.6mm以上	
底板	1.6mm以上	
屋根板	1.6mm以上	
仕切板	1.6mm以上	
扉	2.3mm以上	

- (4) 表示灯類はLEDランプ又は白熱灯とし、球種を可能な限り統一する。
- (5) 盤の表面に取付ける主名称板は、合成樹脂製とする。名称板の大きさ、字体、色などは、JEM1172(配電盤・制御盤取付用名盤)等を参照する。
- (6) ケーブル引込穴カバーの材料は難燃性の板とし、十分な強度を持つ厚さのものとする。

3. 各部の構造

- (1) 盤の全面は、扉式を原則とし、扉は施錠できる構造とする。
- (2) 盤に通風口を設け、できるだけ塵埃の侵入しない構造とする。
- (3) 扉裏面は、結線図を収納する図面ホルダを設けた構造とする。
- (4) 充電部分は、硬質透明塩化ビニル等の絶縁材により保護した構造とする。
- (5) プログラムコントローラーを設ける場合は、停電中のメモリ保存が可能なものとし、内部異常、電池以上等の表示を行える構造とする。
- (6) 可変速電動機用インバータを設ける場合、入力回路は、高周波雑音低減用として零相リアクトル及びコンデンサを設けた、低騒音型(高周波キャリア方式)以外の出力回路は、電動機騒音低減用のリアクトルを設けた構造とする。また、インバータを含む制御回路に使用する継電器等のコイル部は、インバータへのノイズ対策としてサージキラーを設けた構造とする。

4. 仕様

- (1) 定 格 : 設計図書による。
- (2) 制御電源 : 設計図書による。
- (3) 制御方式 : 設計図書による。
- (4) 数量及び取付器具詳細 : 設計図書による。
- (5) 盤内機器仕様
- ① 配線用遮断器
 - 型 式 : 配電盤収納形
 - 定格電圧 : AC550V以下
 - フレームの大きさ : 設計図書による
 - 極 数 : 設計図書による
 - 遮断電流 : 系統の短絡電流以上とする
 - 準拠規格 : JIS C 8370 (配線用遮断器)
 - ② 漏電遮断器
 - 型 式 : 配電盤収納形
 - 定格電圧 : AC100V又はAC200V
 - フレームの大きさ : 設計図書による
 - 極 数 : 設計図書による
 - 遮断電流 : 系統の短絡電流以上とする
 - 感度電流 : 系統に適するもの
 - 準拠規格 : JIS C 8371 (漏電遮断器)
 - ③ 電磁接触器
 - 型 式 : 気中形又は油入形
 - 定格使用電圧 : AC600V以下
 - 極 数 : 3極又は2極
 - 開閉容量 : AC級(3級)
 - 開閉頻度 : 1号
 - 寿 命 : 1種(機械的:500万回以上、
電氣的:50万回以上)
 - ④ 低圧進相コンデンサ
 - 型 式 : 屋内用
 - 定格電圧 : AC200V又はAC220V
 - 極 数 : 三相
 - 定格容量 : 設計図書による
 - 準拠規格 : JIS C 4901 (低圧進相コンデンサ)
 - ⑤ 電気計器
 - 型 式 : 角型、埋込取付配線用
 - 目 盛 : 普通目盛(定格赤指針付)
 - 階 級 : 2.5級
 - 準拠規格 : JIS C 4901 (低圧進相コンデンサ)
 - ⑥ 保護継電気
 - 型 式 : 誘導形継電気又は製紙形継電気
 - 定格電圧 : 5A
 - 準拠規格 : JIS C 4602 (高圧受電用過電流継電気)
JEC-174 (動力用保護継電気)
JEC-174A (過流継電気)
JEC-174B (電圧継電気)
 - ⑦ 制御用スイッチ
 - 型 式 : ねん回形又はボタン形
 - 準拠規格 : JIS C 4520 (制御用スイッチ通則)
 - ⑧ 表示灯・信号灯
 - グローブ形状 : 丸形又は角型
 - 準拠規格 : 材質は、合成樹脂又はガラスとする
JIS C 8151 (工業用表示灯)

クラウド型非常通報装置標準仕様書

1. 非常通報装置

(1) 数量 1台

2. 通信モジュール内蔵ルータ

(1) 数量 1台（アンテナ含む）

(2) 仕様

動作電源	AC100V±10%/AC200V±10%
停電動作保証	バッテリー内蔵で、停電時、1時間待機後3回通報動作が可能
インターフェース	LAN×2
ウォッチドック機能	システムの異常時に自動再起動すること

3. 電源用避雷器

(1) 数量 1台

(2) 仕様

放電耐量 10000A以上

4. ソフトウェア仕様

(1) 概要

本システムは、中央監視装置を設置せず、データセンターを介し、管理者の携帯電話やパソコンにメール通報を行う。また、インターネットに接続されたパソコンやタブレット端末等より、各種帳票及び維持管理上必要な情報を閲覧及びダウンロードできるようにする。

(2) データセンター

利用するデータセンターについては、天災や事故発生に対処するため、下記相当の性能を証明できる設備を利用することとする。

耐震設計	震度7相当
非常用電源	20時間相当
火災検知システム	有
直撃雷対策	有
サービスダウン対策	設備の冗長化（ネットワーク、サーバーの二重化）

(3) 月額利用料金

月額利用料金は、1施設当たり5,000円以内、1中継ポンプ施設当たり2,000円以内（税抜）とする。なお、月額利用料の中に通信費が含まれているものとする。

(4) システム機能

1) 現在状況表示機能

データセンターより任意の時刻に接続し、施設から送信されるログデータを受信表示するものとする。設備フロー図形式での表示とし、設備機器の運転・停止・故障の状態をシンボル表示および水位等の計測値の瞬時値を表示する。

① 表示形式	・グラフィックフロー図形式による表示
② 表示データ	・各機器の運転・停止シンボル表示
	・各機器のアナログ値
	・警報発生時ランプ点灯表示
	・緒元データ表示
	・現地風景写真表示

2)地図表示機能

全施設の位置関係が把握できるものとし、警報発生施設は赤色で表示すること。

① 機能内容

- ・縮尺変更機能 最小1/5,000程度まで拡大
- ・警報発生時には施設シンボルマーク赤点滅
- ・衛星写真、水域図に切替
- ・雨雲レーダー情報重ね合わせ表示
- ・常に最新の地図情報に自動更新

3)警報データ受信機能

施設より送信される警報を受信した場合、計内容を行うとともに、ご術の外部通報機能に従いメールにて指定先に通報するものとする。

① 機能内容

- ・発生時ランプ点滅表示
- ・警報件数表示

4)現在警報表示機能

警報データをもとに、現在発着中の警報のみを表示するものとする。画面の表示内容は警報の発生、復旧に合わせて自動更新するものとする。

① 機能内容

- ・施設名称、警報名、発生日時表示
- ・時系列表示

5)警報履歴表示機能

施設より受信した警報(復旧)データの履歴ができるものとする。

① 機能内容

- ・施設名称、警報名、発生時刻、復旧時刻表示
- ・カレンダーによる表示期間選択
- ・全施設及び任意の施設のみ選択可能
- ・発生順、警報種別順、施設順ソート
- ・時系列表示、発生復旧対比表示切替
- ・印刷用PDF表示、CSV形式ダウンロード

6)日報収集機能

1時間に1回以上施設側監視装置に蓄積された日報データを取得するものとする。一連の動作は自動で行えるものとするほか、現時点までの任意によるデータ収集も可能とする。

① 機能内容

- ・任意の施設のみ手動データ収集

7)日報の作成

日報収集により蓄積されたログデータをもとに日報の表示、印字ができるものとする。

① 表示内容

- ・1時間毎の運転時間・運転回数
- ・日計の運転時間・運転回数
- ・1時間毎の計測値
- ・日の計測値の最大値、最小値、平均値
- ・1時間毎の積算値
- ・日の積算値合計
- ・運転時間の稼働率

② 機能内容

- ・カレンダーによる指定日検索
- ・印刷用PDF表示、CSV形式ダウンロード

8)月報の作成

日報収集により蓄積されたログデータをもとに月報の表示、印字ができるものとする。

- ① 表示内容
 - ・日毎の運転時間・運転回数
 - ・月間の運転時間・運転回数
 - ・日毎の計測値
 - ・日毎の計測値の最大値、最小値、平均値
 - ・日毎の積算値
 - ・月間の積算値合計
 - ・運転時間の稼働率
- ② 機能内容
 - ・カレンダーによる指定日検索
 - ・印刷用PDF表示、CSV形式ダウンロード

9)年報の作成

日報収集により蓄積されたログデータをもとに年報の表示、印字ができるものとする。

- ① 表示内容
 - ・月毎の運転時間・運転回数
 - ・年間の運転時間・運転回数
 - ・月毎の計測値
 - ・月毎の計測値の最大値、最小値、平均値
 - ・月毎の積算値
 - ・年間の積算値合計
 - ・運転時間の稼働率
- ② 機能内容
 - ・カレンダーによる指定日検索
 - ・印刷用PDF表示、CSV形式ダウンロード

10)グラフ表示機能

日報、月報、年報画面で表示する流量などのアナログ値及び積算値は、トレンドグラフ及び棒グラフにて表示できるものとする。

- ① 表示内容
 - ・計測値はトレンドグラフ、計測値は棒グラフ
 - ・計測値の月報・年報では最大値、最小値、平均値表示
- ② 機能内容
 - ・カレンダーによる指定日検索

11)運転履歴表示機能

日報収集により取得した動作履歴をもとに、運転履歴、警報履歴、アナログ計測値を一画面上に表示し、障害発生時の原因究明や運転状況の監視に利用できるようにする。

- ① 表示内容
 - ・機器の運転開始時刻／停止時刻をバー及び時刻表示
 - ・警報の発錆時刻／復旧時刻をバー及び時刻表示
 - ・アナログ計測値のトレンドグラフ
- ② 機能内容
 - ・動作機器の任意選択機能
 - ・カレンダーによる指定日検索
 - ・横スケール表示期間の切替機能
(10分、30、1時間、6時間、12時間、1日、1週間、1か月)

12)メール・音声通報機能

警報受信機能により警報を受信した後、メールにて通報するものとする。また、メール通報の受信確認が行われない場合、音声通報することが出来るものとする。

職員にて通報先の変更が容易にできること。

- ① 機能内容
 - ・施設ごとに通報先設定可能
 - ・通報先登録件数20件以上
 - ・警報メール時に、ほかに発錆中の警報を一覧表示
 - ・警報の緊急度によりメール送信時間帯設定機能
 - ・受信確認未実施時にメール再送信機能
 - ・通報グループ内によるメール確認転送機能
 - ・音声通報機能
 - ・メール通報、音声通報のテスト通報機能

13)異常診断機能

収集した日報データを基に分析し、異常診断を行うことが出来るものとする。診断条件の時刻や回数は管理者が登録、変更、削除できることとする。

- ① 診断内容
 - ・短時間運転、長時間運転の閾値を超えた場合
 - ・1号、2号ポンプの運転回数が一定回数以上の場合
 - ・計測値の上限加減設定にて一定値を超えた場合
 - ・積算値の上限加減設定にて一定値を超えた場合
- ② 機能内容
 - ・画面表示のみとし、外部通報は行わない。
 - ・設定値の変更は管理者権限のみ行えることとする。

14)CSVダウンロード

警報履歴、各種帳票について、CSV形式でのデータダウンロード機能を有すること。各アナログ数値については、最小1分間隔でのデータ出力が行えるものとする。

15)メンテナンス台帳機能

機器ごとにメンテナンスを行った事項を入力でき、履歴として表示できること。

- ① 入力内容
 - ・メンテナンス実施日、対応者、実施内容等
- ② ファイル操作
 - ・写真や文書ファイル等のアップロード、ダウンロード

16)施設台帳機能

機器ごとにメーカー名や型名、緒元データ等の入力ができること。

- ① 入力内容
 - ・メーカー、型名、製造番号、納入日、口径、その他緒元
- ② ファイル操作
 - ・写真や文書ファイル等のアップロード、ダウンロード

17)通信回線状態監視

施設側監視装置とデータセンター間で1時間に1回以上の通信確認を行い、通信異常が発生した場合には警報受信処理を行い、メール通報を行う。

18)パスワード変更機能

管理者権限でログインした者のみ、パスワードの変更が容易にできること。

(5) 特記事項

データセンターでのデータ保管期間は5年とする。

将来、管理体制の変化や監視対象施設が増えた場合に備えて、中央監視装置による監視や通報装置単体としての運用へ切り替えが可能なシステムとすること。

震災、天変地異など災害時の安定供給を目的として特定メーカーに依存せず、複数メーカーの監視端末に対応したシステムであるものとする。また、使用する監視端末については、通信プロトコルが一般に開示された機器であること。

亀山市公共下水道で使用されている遠隔監視装置による監視画面と同画面内で監視できることが望ましいため、機器の選定については、監督員と協議を行うこと。

特別仕様書

(汚水処理施設改築工事)

第1章 総則

農業集落排水施設機能強化対策の施工に当っては、「三重県公共工事共通仕様書」によるほか、本特別仕様書によるものとする。

第2章 工事の内容

1. 目的

本工事は、農業集落排水事業の一環として、亀山市内の農業集落排水施設の機器等の更新工事をするものである。

2. 工事場所

亀山市辺法寺 地内

3. 工事範囲

農業集落排水汚水処理施設辺法寺地区の機電工事一式

4. 工事数量

別添設計書数量による。

第3章 処理性能の確保

1. 処理性能の確保

- 1) 受注者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、配管材・電気設備類の選択並びに配置等については、監督職員の承諾を得て実施するものとする。

この場合、受注者は第2章第3項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

- 2) 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

第4章 施工計画等

1. 施工計画書

- 1) 受注者は工事着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 施工計画を定めるに当たっては、交通状況及び現場の施工環境に十分留意すること。
- 3) 受注者は監督職員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 4) 施工計画書記載の内容を変更するときは、当該事項の施工前に監督職員に申し出て、新たに変更した施工計画書を提出すること。

2. 地元説明会

受注者は必要に応じて工事施工前及び工事中、「地元説明会」等を開催し、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るように努めること。

3. 第三者への措置

- 1) 受注者は工事の為付近の建物、又は構造物に沈下や亀裂等損害が発生する恐れがあると予想される時、及び損害が発生した時は監督職員の立会を受けて受注者の負担において必要な図面、写真等の資料を作成し監督職員に提出しなければならない。
又、損害が発生した時は、監督職員に関係資料を提出して対策を協議するとともに、その程度が第三者の日常生活、又は営業に著しい支障を与えている時は、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除くこととする。
- 2) 前項の応急措置は、受注者の負担において行うこと。
- 3) 受注者は騒音、振動による影響を検討して、施工方法、施工機械を選定し、更に作業時間を考慮して施工しなければならない。
- 4) 受注者は工事施工に当って関係監督官庁等と十分協調し、必要な手続きを監督職員の確認のうえ手続きし、工事の円滑な進捗をはからなければならない。
- 5) 施工、試験等に伴う排出水は、濁度・PH等に留意して排水を行うこととする。

4. 設計変更

受注者は工事契約後設計変更しなければならない事項が発生した時、設計変更部分の施工については契約変更手続き完了後に着手する事を原則とする。

第5章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地（汚水処理施設用地）は図面に示すとおりであり、工事施工上必要な用地（一時仮置用地）を確保する場合は、監督職員の確認を行わなければならない。

第6章 工事に用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、各処理施設から供給出来るものは発注者とするが、それによりがたい場合は受注者の負担とする。

第7章 工事に用材料

1. 電気・機械設備工事

- 1) 電気・機械設備機器の製造に用いる材料、部品は全て次の規格、標準に適合したものでなければならない。又工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」による。
日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）
日本電気工業会標準規格（JEM）、給排水空調設備規格、内線規定（JEAC）
し尿浄化槽構造基準、浄化槽法、その他関係法令等
- 2) 電気・機械設備機器のうち工場で作成するものについては、製作図面を作成し、監督職員の承諾を得て製作するものとする。
- 3) 原動機、ポンプ、プロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾を受けなければならない。
- 4) 主要機器の仕様は別紙仕様書のとおりである。
- 5) 電気据付工事に使用する電線、ケーブル、埋込電線管等はA級品とし、用途に適したものをを使用すること。
- 6) 設備機器のアンカーボルトについては、地震力を耐震クラスSで計算を行い試験成績書を提出すること。

第8章 施 工

1. 電気・機械設備工事

- 1) 機械設備は、下記により全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品についてはこの限りではない。
露出部 サビ止め、1回塗装、上塗調合ペイント2回塗り
水中部 // 、上塗タールエポキシ3回塗り
- 2) 電気・機械設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知すると共に疑義を正し、詳細に内容を把握した上で、汚水処理施設の性能が充分発揮できるよう行わなければならない。
- 3) 床置きプルボックスは、モルタルにて根巻きを行い防食を行うこと。
- 4) 水中ポンプ等、開口部への配管の末端には、防水パテを詰め配管中に水分及びガス等が入らないようにすること。
- 5) 屋外引込箱および制御盤には第3種接地工事を施すこと。
- 6) 水中ポンプケーシング、フリクト式レベルスイッチ用ケーブルを固定する時は、ケーブルを損傷したり極度の曲げを行わないよう、かつ絶縁被覆に傷を付けないよう施工すること。
- 7) 各ケーブルの末端には、負荷名称を記入し、名札をつけること。
- 8) 現在設置されている機器には製造中止になっているもの及びメーカーを変える場合には、据付配管や電線等の変更や設置スペースが確保できるか等を考慮し施工すること。

第9章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、「三重県公共工事共通仕様書・建築工事施工管理基準（案）」によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」に準拠し、施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- 1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- 2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。

第10章 通水試運転

1. 工事の完了に伴い、各装置の総合試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
2. 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等の無いことを確認するとともに配管の溶接のカラーチェックを行わなくてはならない。
3. 試運転はあらかじめ監督職員と協議して作成した総合試運転要領書に基づき実施する。
4. 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人材を配置しなければならない。
5. 試運転には監督職員の立会を求めなければならない。
6. 試運転は工期内に行うものとし、試運転中に故障あるいは処理施設の機能に不十分な点を発見した場合は監督職員に報告し、受注者は監督職員の指示に従い補修、調整を行うものとする。
7. 電気に関わる試験は、次の通りである。
 - ①制御盤・計装盤の動作試験
 - ②絶縁抵抗試験
 - ③接地抵抗試験
 - ④その他必要な試験

第11章 保証

本污水处理施設の保証期間は、供用開始後2年間とする。

保証期間中に生じた受注者の設計、施工、材質及び不良に起因する事故が発生した場合には、受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行い、完全なものに復旧しなければならない。

但し、不可抗力あるいは取扱い不備による事故の場合はこの限りではない。

第12章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

1) 確定仕様書

確定仕様書は、工事範囲と内容、機器の確定仕様を記載のこととする。なお、購入部品や機能増設した機器についても、含めること。

2) 各種計算書

各種計算書は、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

3) 完成図（施設全体平面図、機器単体据付平断面図、製作図、各種系統図、施工図、配管・配線図、部品図等）

完成図は、下記その他、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

- ・全体平断面図は、土木構造物、建築物の概要も必要に応じて記載すること。
- ・機器図には、重量も記載すること。（別途リストに纏めてもよい。）
- ・各完成図は最終版とし、施工図等は実際のものとする。
- ・配管、配線等複雑なものは、系統図を添付すること。

4) 機器重量表

5) 試験、検査成績表（工場、現場）

試験、検査成績表は、工場制作と現場施工とに分け、目次をつけて整理し、最終版を添付すること。

6) 操作要領書

操作要領書は、配管系統図、油圧系統図、単線結線図、ブロックシーケンス、フローチャート等により、分かりやすく整理するものとする。

- ・設備概要
- ・操作方法
- ・制御方法
- ・機器単体および設備全体の取扱説明

7) 保守点検要領書

保守点検及び取扱要領書は、操作及び日常メンテナンスに必要な事項、設備の故障対応方法、点検チェックシート等を添付し、メンテナンス時に理解やすいように編集すること。

- ・日常及び定期点検方法
- ・日常及び定期整備方法
- ・サービス体制、連絡系統等
- ・維持管理、保守点検チェックシートを添付

8) 機器メーカーリスト、購入部品・材料メーカーリスト

9) 付属品リスト、予備品リスト

10) アフターサービス連絡体制表

12) その他監督職員の指示するもの

処理場機械設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 機器の取替に先立ち必要に応じ流量調整槽の水位を下げる等、処理水質保全に努めることとするが、必要に応じて請負者の責任において仮設盤等設置して適正に行なわなければならない。
4. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。
「1」納入図
 - (1) 機器外形図
 - (2) その他、当市が指示するもの
5. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

辺法寺地区処理場

①汚泥貯留槽ブロワ全取替

陸上型ルーツブロワ

仕様 : $\phi 50 \times 0.975\text{m}^3/\text{min} \times 4.5\text{mAq} \times 2.2\text{kW}$

②洗浄水ポンプ全取替

型式 : 陸上コンパクトポンプ

能力 : $\phi 20 \times 25.5\ell/\text{min} \times 20.0\text{m} \times 125\text{W}$

③管理室換気扇全取替

型式 : タ^ク外用換気扇(天井埋込形)

能力 : $\phi 230 \times 8.5\text{m}^3/\text{min} \times 2.0\text{mAq}$

④水中攪拌機(ばっ気槽) No.1全取替

水中攪拌機(着脱自動接続型)

能力 : 126m^3

⑤水中攪拌機(ばっ気槽) No.2全取替

水中攪拌機(着脱自動接続型)

能力 : 126m^3

⑥汚泥搔寄機(減速機)全取替

電動機直結型サイクロ減速機

能力 : 0.4kW

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等には、パッキンやガスケット類を含めて破碎を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

汚泥貯留槽プロロ

メーカー名 : (株)鶴見製作所
型式 : ルーツプロロ RSR-50
仕様 : $\phi 50 \times 0.105 \text{m}^3/\text{min} \times 4.5 \text{mAq} \times 3.7 \text{kW}$

洗浄水ポンプ

メーカー名 : (株)荏原製作所
型式 : 陸上コンパクトポンプ 20HPA6.12S
仕様 : $\phi 20 \times 25.5 \text{l}/\text{min} \times 20.0 \text{m} \times 125 \text{W}$

管理室換気扇

メーカー名 : 三菱電機(株)
型式 : ダクト外用換気扇(天井埋込形) VD-23ZN4-W
仕様 : $\phi 230 \times 8.5 \text{m}^3/\text{min} \times 2.0 \text{mAq} \times 82 \text{W}$

ばっ気槽水中攪拌機No.1

メーカー名 : (株)鶴見製作所
型式 : 水中ミキサー(横向攪拌)式 MR31UF1.5-61
仕様 : $\phi 300 \text{mm} \times 1.5 \text{kW} \times 190 \text{N}$

ばっ気槽水中攪拌機No.2

メーカー名 : (株)鶴見製作所
型式 : 水中ミキサー(横向攪拌)式 MR3021EC-62
仕様 : $\phi 300 \text{mm} \times 1.5 \text{kW} \times 190 \text{N}$

汚泥搔寄機(減速機)

メーカー名 : (株)大富製作所
型式 : 縦型減速機
仕様 : 0.2kW

処理場電気設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 動力制御盤等の取替に先立ち流量調整槽の水位を下げる等、処理水質保全に努めることとするが、必要に応じて請負者の責任において仮設盤等設置して適正に行わなければならない。
4. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。
「1」納入図
 (1) 機器外形図
 (2) その他、当市が指示するもの
5. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

辺法寺地区処理場

①引込計器盤全取替

型式 : 屋外装柱型 SUS製
寸法 : 600W×200D×1,000H

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等に際しては、パッキンやガスケット類を含めて破碎を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

引込計器盤

メーカー名 : 藤吉工業株
型式 : 屋外装柱型 SUS製
仕様 : 600W×200D×1,000H

中継ポンプ施設機械設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。
「1」納入図
 (1) 機器外形図
 (2) その他、当市が指示するもの
4. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
5. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

辺法寺地区中継ポンプ施設

①P1汚水ポンプNo.2全取替

型式 : 着脱式水中汚水渦巻ポンプ
能力 : $\phi 50 \times 0.4\text{kW} \times 0.09\text{m}^3/\text{min} \times 5.20\text{m}$

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等に際しては、パッキンやガスケット類を含めて破碎を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

P1汚水ポンプNo.2

メーカー名 : (株)荏原製作所
型式 : 着脱式水中汚水渦巻ポンプ
仕様 : $\phi 50 \times 0.4\text{kW} \times 0.09\text{m}^3/\text{min} \times 5.20\text{m}$

中継ポンプ施設電気設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。

「1」納入図

- (1) 機器外形図
 - (2) その他、当市が指示するもの
4. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
 5. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

辺法寺地区中継ポンプ施設

①P-1自動通報装置全取替

クラウド型

アナログ入力4点、デジタル入力12点

監視項目は監督員と協議を行うこと

FOMA/LTE用ルーター、FOMA/LTE用アンテナ

データセンター設定、子局機器設定含む

詳細については、別添「クラウド型非常通報装置標準仕様書」参照

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等には、パッキンやガスケット類を含めて破碎を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

自動通報装置

メーカー名 : (株)大興電機製作所
型式 : 電話回線、自動通報
仕様 : 監視情報 8点

特 別 仕 様 書

(汚水処理施設改築工事)

第 1 章 総 則

農業集落排水施設機能強化対策の施工に当っては、「三重県公共工事共通仕様書」によるほか、本特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事の内容

1. 目的

本工事は、農業集落排水事業の一環として、亀山市内の農業集落排水施設の機器等の更新工事をするものである。

2. 工事場所

亀山市白木 地内

3. 工事範囲

農業集落排水汚水処理施設白木地区の機電工事一式

4. 工事数量

別添設計書数量による。

第 3 章 処理性能の確保

1. 処理性能の確保

- 1) 受注者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、配管材・電気設備類の選択並びに配置等については、監督職員の承諾を得て実施するものとする。

この場合、受注者は第 2 章第 3 項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

- 2) 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

第4章 施工計画等

1. 施工計画書

- 1) 受注者は工事着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 施工計画を定めるに当っては、交通状況及び現場の施工環境に十分留意すること。
- 3) 受注者は監督職員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 4) 施工計画書記載の内容を変更するときは、当該事項の施工前に監督職員に申し出て、新たに変更した施工計画書を提出すること。

2. 地元説明会

受注者は必要に応じて工事施工前及び工事中、「地元説明会」等を開催し、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るように努めること。

3. 第三者への措置

- 1) 受注者は工事の為付近の建物、又は構造物に沈下や亀裂等損害が発生する恐れがあると予想される時、及び損害が発生した時は監督職員の立会を受けて受注者の負担において必要な図面、写真等の資料を作成し監督職員に提出しなければならない。
又、損害が発生した時は、監督職員に關係資料を提出して対策を協議するとともに、その程度が第三者の日常生活、又は営業に著しい支障を与えている時は、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除くこととする。
- 2) 前項の応急措置は、受注者の負担において行うこと。
- 3) 受注者は騒音、振動による影響を検討して、施工方法、施工機械を選定し、更に作業時間を考慮して施工しなければならない。
- 4) 受注者は工事施工に当って關係監督官庁等と十分協調し、必要な手続きを監督職員の確認のうえ手続きし、工事の円滑な進捗をはからなければならない。
- 5) 施工、試験等に伴う排水は、濁度・PH等に留意して排水を行うこととする。

4. 設計変更

受注者は工事契約後設計変更しなければならない事項が発生した時、設計変更部分の施工については契約変更手続き完了後に着手する事を原則とする。

第5章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地（汚水処理施設用地）は図面に示すとおりであり、工事施工上必要な用地（一時仮置用地）を確保する場合は、監督職員の確認を行わなければならない。

第6章 工所用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、各処理施設から供給出来るものは発注者とするが、それによりがたい場合は受注者の負担とする。

第7章 工所用材料

1. 電気・機械設備工事

- 1) 電気・機械設備機器の製造に用いる材料、部品は全て次の規格、標準に適合したものでなければならない。又工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」による。
日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）
日本電気工業会標準規格（JEM）、給排水空調設備規格、内線規定（JEAC）
し尿浄化槽構造基準、浄化槽法、その他関係法令等
- 2) 電気・機械設備機器のうち工場で製作するものについては、製作図面を作成し、監督職員の承諾を得て製作するものとする。
- 3) 原動機、ポンプ、プロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾をうけなければならない。
- 4) 主要機器の仕様は別紙仕様書のとおりである。
- 5) 電気据付工事に使用する電線、ケーブル、埋込電線管等はA級品とし、用途に適したものを使用すること。
- 6) 設備機器のアンカーボルトについては、地震力を耐震クラスSで計算を行い試験成績書を提出すること。

2. 配管設備

- 1) 配管材料は原則として次の材料で行うものとし、配管名称、流水方向等を表示すること。

空気・汚水(ホップ)配管 配管用ステンレス鋼管 (JIS G3459)
(SUS304)

その他 一般配管用ステンレス鋼管及び硬質塩化ビニール管
(VP, VU)

但し、フランジは原則として J I S 1N/mm²を使用すること。

- 2) 管支持材は原則として次の材料、間隔で行うものとする。

配管材 VP、VU	支持材SUS304間隔	φ 80以下	1.0m以内
		φ 100～125	1.5m以内
		φ 150 以上	2.0m以内
配管材 SUS304	支持材SUS304間隔	100A以下	2.0m以内
		125A以上	3.0m以内

尚、図面に明記が無くとも必要な場所には管支持を施すものとする。

- 3) 弁仕様は原則として下記によるものとする。

・空気配管

ブロワ等風量の調節が必要な箇所については玉形弁、仕切弁、それ以外の箇所についてはボール弁を使用するものとする。

・汚水、汚泥配管

仕切弁、逆止弁、ダイヤフラム弁、バタフライ弁

・接合方法

40A以下はネジ式50A以上はフランジ接合とする。

・電動弁

口径にかかわらずフランジ接合とする。又故障時には手動での開閉が可能な様にレバー (SUS304) を設けておくこと。

・バルブレバーはSUS製とし、表示板を設けることとする。

- 4) 屋外地中配管と接続する埋込配管は、水密性を要するためつば付き配管とすること。

第8章 施 工

1. 電気・機械設備工事

- 1) 機械設備は、下記により全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品についてはこの限りではない。
露出部 サビ止め、1回塗装、上塗調合ペイント2回塗り
水中部 // 、上塗タールエポキシ3回塗り
- 2) 電気・機械設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知すると共に疑義を正し、詳細に内容を把握した上で、汚水処理施設の性能が充分発揮できるよう行わなければならない。
- 3) 床置きのパルボックスは、モルタルにて根巻きを行い防食を行うこと。
- 4) 水中ポンプ等、開口部への配管の末端には、防水パテを詰め配管中に水分及びガス等が入らないようにすること。
- 5) 屋外引込箱および制御盤には第3種接地工事を施すこと。
- 6) 水中ポンプケーシング、フリクト式レベルスイッチ用ケーブルを固定する時は、ケーブルを損傷したり極度の曲げを行わないよう、かつ絶縁被覆に傷を付けないよう施工すること。
- 7) 各ケーブルの末端には、負荷名称を記入し、名札をつけること。
- 8) 現在設置されている機器には製造中止になっているもの及びメーカーを変える場合には、据付配管や電線等の変更や設置スペースが確保できるかを考慮し施工すること。

第9章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、「三重県公共工事共通仕様書・建築工事施工管理基準（案）」によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」に準拠し、施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- 1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- 2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。

第10章 通水試運転

1. 工事の完了に伴い、各装置の総合試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
2. 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等の無いことを確認するとともに配管の溶接のカラーチェックを行わなくてはならない。
3. 試運転はあらかじめ監督職員と協議して作成した総合試運転要領書に基づき実施する。
4. 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人材を配置しなければならない。
5. 試運転には監督職員の立会を求めなければならない。
6. 試運転は工期内に行うものとし、試運転中に故障あるいは処理施設の機能に不十分な点を発見した場合は監督職員に報告し、受注者は監督職員の指示に従い補修、調整を行うものとする。
7. 電気に関わる試験は、次の通りである。
 - ①制御盤・計装盤の動作試験
 - ②絶縁抵抗試験
 - ③接地抵抗試験
 - ④その他必要な試験

第11章 保証

本污水处理施設の保証期間は、供用開始後2年間とする。

保証期間中に生じた受注者の設計、施工、材質及び不良に起因する事故が発生した場合には、受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行い、完全なものに復旧しなければならない。

但し、不可抗力あるいは取扱い不備による事故の場合はこの限りではない。

第12章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

1) 確定仕様書

確定仕様書は、工事範囲と内容、機器の確定仕様を記載のこととする。なお、購入部品や機能増設した機器についても、含めること。

2) 各種計算書

各種計算書は、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

3) 完成図（施設全体平面図、機器単体据付平断面図、製作図、各種系統図、施工図、配管・配線図、部品図等）

完成図は、下記その他、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

- ・全体平断面図は、土木構造物、建築物の概要も必要に応じて記載すること。
- ・機器図には、重量も記載すること。（別途リストに纏めてもよい。）
- ・各完成図は最終版とし、施工図等は実際のものとする。
- ・配管、配線等複雑なものは、系統図を添付すること。

4) 機器重量表

5) 試験、検査成績表（工場、現場）

試験、検査成績表は、工場制作と現場施工とに分け、目次をつけて整理し、最終版を添付すること。

6) 操作要領書

操作要領書は、配管系統図、油圧系統図、単線結線図、ブロックシーケンス、フローチャート等により、分かりやすく整理するものとする。

- ・設備概要
- ・操作方法
- ・制御方法
- ・機器単体および設備全体の取扱説明

7) 保守点検要領書

保守点検及び取扱要領書は、操作及び日常メンテナンスに必要な事項、設備の故障対応方法、点検チェックシート等を添付し、メンテナンス時に理解しやすいように編集すること。

- ・日常及び定期点検方法
- ・日常及び定期整備方法
- ・サービス体制、連絡系統等
- ・維持管理、保守点検チェックシートを添付

8) 機器メーカーリスト、購入部品・材料メーカーリスト

9) 付属品リスト、予備品リスト

10) アフターサービス連絡体制表

12) その他監督職員の指示するもの

処理場機械設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 機器の取替に先立ち必要に応じ流量調整槽の水位を下げる等、処理水質保全に努めることとするが、必要に応じて請負者の責任において仮設盤等設置して適正に行わなければならない。
4. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。
「1」納入図
 - (1) 機器外形図
 - (2) その他、当市が指示するもの
5. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

白木地区処理場

①空気流量計No.1全取替

型式 : オリフィスフロート式
能力 : 20A

②水中攪拌機(ばっ気槽)全取替

型式 : 水中ミキサー(横向攪拌)式
能力 : 130N

(参考) 既設機器

空気流量計

メーカー名 : 日本フーセル(株)
型式 : オリフィスフロート式、FLG
仕様 : 20A、40～2000ℓ/min

水中攪拌機

メーカー名 : (株)鶴見製作所
型式 : 水中ミキサー(横向攪拌)式
仕様 : 1.5kW×340N

処理場電気設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 動力制御盤等の取替に先立ち流量調整槽の水位を下げる等、処理水質保全に努めることとするが、必要に応じて請負者の責任において仮設盤等設置して適正に行わなければならない。
4. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。

「1」納入図

- (1) 機器外形図
 - (2) その他、当市が指示するもの
5. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
 6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

白木地区処理場

①引込計器盤全取替

型式 : 屋外装柱型 SUS製
寸法 : 600W×200D×1,000H

②動力制御盤・計装盤全取替

型式 : 屋内自立閉鎖型 鋼板製
寸法 : 800W×600D×1,950H×4面

③非常通報装置 取替

クラウド型

アナログ入力4点、デジタル入力4点

監視項目は監督員と協議を行うこと

FOMA/LTE用ルーター、FOMA/LTE用アンテナ

データセンター設定、子局機器設定含む

詳細については、別添「クラウド型非常通報装置標準仕様書」参照

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等には、パッキンやガスケット類を含めて破砕を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

引込計器盤

メーカー名 : 藤吉工業㈱
型式 : 屋外装柱型 SUS製
仕様 : 600W×200D×1,000H

動力制御盤・計装盤

メーカー名 : 藤吉工業㈱
型式 : 屋内自立閉鎖型 鋼板製
仕様 : 800W×600D×1,950H×4面

流入流量積算記録計

メーカー名 : 愛知時計電機㈱
型式 : パネル埋込式
仕様 : インテリジェントプリンタ

中継ポンプ施設機械設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。

「1」納入図

- (1) 機器外形図
 - (2) その他、当市が指示するもの
4. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
 5. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

白木地区中継ポンプ施設

①P5汚水ポンプNo. 2全取替

型式 : 着脱式水中汚水渦巻ポンプ
仕様 : $\phi 50 \times 0.4\text{kW} \times 0.12\text{m}^3/\text{min} \times 5.0\text{m}$

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等には、パッキンやガスケット類を含めて破碎を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

P5汚水ポンプNo. 2

メーカー名 : 榊原製作所
型式 : 着脱式水中汚水渦巻ポンプ
仕様 : $\phi 50 \times 0.4\text{kW} \times 0.12\text{m}^3/\text{min} \times 5.0\text{m}$

特 別 仕 様 書

(汚水処理施設改築工事)

第 1 章 総 則

農業集落排水施設機能強化対策の施工に当っては、「三重県公共工事共通仕様書」によるほか、本特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事の内容

1. 目的

本工事は、農業集落排水事業の一環として、亀山市内の農業集落排水施設の機器等の更新工事をするものである。

2. 工事場所

亀山市上加太 地内

3. 工事範囲

農業集落排水汚水処理施設上加太地区の機電工事一式

4. 工事数量

別添設計書数量による。

第 3 章 処理性能の確保

①汚_いする。

この場合、受注者は第 2 章第 3 項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

②汚_い) 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

- 1) 受注者は工事着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 施工計画を定めるに当っては、交通状況及び現場の施工環境に十分留意すること。
- 3) 受注者は監督職員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 4) 施工計画書記載の内容を変更するときは、当該事項の施工前に監督職員に申し出て、新たに変更した施工計画書を提出すること。

2. 地元説明会

受注者は必要に応じて工事施工前及び工事中、「地元説明会」等を開催し、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るように努めること。

3. 第三者への措置

- 1) 受注者は工事の為付近の建物、又は構造物に沈下や亀裂等損害が発生する恐れがあると予想される時、及び損害が発生した時は監督職員の立会を受けて受注者の負担において必要な図面、写真等の資料を作成し監督職員に提出しなければならない。
又、損害が発生した時は、監督職員に關係資料を提出して対策を協議するとともに、その程度が第三者の日常生活、又は営業に著しい支障を与えている時は、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除くこととする。
- 2) 前項の応急措置は、受注者の負担において行うこと。
- 3) 受注者は騒音、振動による影響を検討して、施工方法、施工機械を選定し、更に作業時間を考慮して施工しなければならない。
- 4) 受注者は工事施工に当って關係監督官庁等と十分協調し、必要な手続きを監督職員の確認のうえ手続きし、工事の円滑な進捗をはからなければならない。
- 5) 施工、試験等に伴う排水は、濁度・PH等に留意して排水を行うこととする。

4. 設計変更

受注者は工事契約後設計変更しなければならない事項が発生した時、設計変更部分の施工については契約変更手続き完了後に着手する事を原則とする。

第5章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地（污水处理施設用地）は図面に示すとおりであり、工事施工上必要な用地（一時仮置用地）を確保する場合は、監督職員の確認を行わなければならない。

第6章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、各処理施設から供給出来るものは発注者とするが、それによりがたい場合は受注者の負担とする。

第7章 工事用材料

1. 電気・機械設備工事

- 1) 電気・機械設備機器の製造に用いる材料、部品は全て次の規格、標準に適合したものでなければならない。又工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」による。
日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）
日本電気工業会標準規格（JEM）、給排水空調設備規格、内線規定（JEAC）
し尿浄化槽構造基準、浄化槽法、その他関係法令等
- 2) 電気・機械設備機器のうち工場で作成するものについては、製作図面を作成し、監督職員の承諾を得て製作するものとする。
- 3) 原動機、ポンプ、プロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾を受けなければならない。
- 4) 主要機器の仕様は別紙仕様書のとおりである。
- 5) 電気据付工事に使用する電線、ケーブル、埋込電線管等はA級品とし、用途に適したものをを使用すること。
- 6) 設備機器のアンカーボルトについては、地震力を耐震クラスSで計算を行い試験成績書を提出すること。

2. 配管設備

- 1) 配管材料は原則として次の材料で行うものとし、配管名称、流水方向等を表示すること。

空気・汚水(ポンプ)配管 配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G3459)
(SUS304)

その他 一般配管用ステンレス鋼鋼管及び硬質塩化ビニール管
(VP, VU)

但し、フランジは原則として $JIS 1N/mm^2$ を使用すること。

- 2) 管支持材は原則として次の材料、間隔で行うものとする。

配管材 VP、VU	支持材SUS304間隔	φ 80以下	1.0m以内
		φ 100～125	1.5m以内
		φ 150 以上	2.0m以内
配管材 SUS304	支持材SUS304間隔	100A以下	2.0m以内
		125A以上	3.0m以内

尚、図面に明記が無くとも必要な場所には管支持を施すものとする。

- 3) 弁仕様は原則として下記によるものとする。

・ 空気配管

ブロウ等風量の調節が必要な箇所については玉形弁、仕切弁、それ以外の箇所についてはボール弁を使用するものとする。

・ 汚水、汚泥配管

仕切弁、逆止弁、ダイヤフラム弁、バタフライ弁

・ 接合方法

40A以下はネジ式50A以上はフランジ接合とする。

・ 電動弁

口径にかかわらずフランジ接合とする。又故障時には手動での開閉が可能な様にレバー (SUS304) を設けておくこと。

・ バルブレバーはSUS製とし、表示板を設けることとする。

- 4) 屋外地中配管と接続する埋込配管は、水密性を要するためつば付き配管とすること。

第8章 施 工

1. 電気・機械設備工事

- 1) 機械設備は、下記により全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品についてはこの限りではない。
露出部 サビ止め、1回塗装、上塗調合ペイント2回塗り
水中部 // 、上塗タールエポキシ3回塗り
- 2) 電気・機械設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知すると共に疑義を正し、詳細に内容を把握した上で、汚水処理施設の性能が充分発揮できるよう行わなければならない。
- 3) 床置き পুলボックスは、モルタルにて根巻きを行い防食を行うこと。
- 4) 水中ポンプ等、開口部への配管の末端には、防水パテを詰め配管中に水分及びガス等が入らないようにすること。
- 5) 屋外引込箱および制御盤には第3種接地工事を施すこと。
- 6) 水中ポンプケーシング、フリクト式レベルスイッチ用ケーブルを固定する時は、ケーブルを損傷したり極度の曲げを行わないよう、かつ絶縁被覆に傷を付けないよう施工すること。
- 7) 各ケーブルの末端には、負荷名称を記入し、名札をつけること。
- 8) 現在設置されている機器には製造中止になっているもの及びメーカーを変える場合には、据付配管や電線等の変更や設置スペースが確保できるかを考慮し施工すること。

第9章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、「三重県公共工事共通仕様書・建築工事施工管理基準（案）」によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」に準拠し、施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- 1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- 2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。

第10章 通水試運転

1. 工事の完了に伴い、各装置の総合試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
2. 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等の無いことを確認するとともに配管の溶接のカラーチェックを行わなくてはならない。
3. 試運転はあらかじめ監督職員と協議して作成した総合試運転要領書に基づき実施する。
4. 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人材を配置しなければならない。
5. 試運転には監督職員の立会を求めなければならない。
6. 試運転は工期内に行うものとし、試運転中に故障あるいは処理施設の機能に不十分な点を発見した場合は監督職員に報告し、受注者は監督職員の指示に従い補修、調整を行うものとする。
7. 電気に関わる試験は、次の通りである。
 - ①制御盤・計装盤の動作試験
 - ②絶縁抵抗試験
 - ③接地抵抗試験
 - ④その他必要な試験

第11章 保証

本污水处理施設の保証期間は、供用開始後2年間とする。

保証期間中に生じた受注者の設計、施工、材質及び不良に起因する事故が発生した場合には、受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行い、完全なものに復旧しなければならない。

但し、不可抗力あるいは取扱い不備による事故の場合はこの限りではない。

第12章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

1) 確定仕様書

確定仕様書は、工事範囲と内容、機器の確定仕様を記載のこととする。なお、購入部品や機能増設した機器についても、含めること。

2) 各種計算書

各種計算書は、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

3) 完成図（施設全体平面図、機器単体据付平断面図、製作図、各種系統図、施工図、配管・配線図、部品図等）

完成図は、下記の他、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

- ・全体平断面図は、土木構造物、建築物の概要も必要に応じて記載すること。
- ・機器図には、重量も記載すること。（別途リストに纏めてもよい。）
- ・各完成図は最終版とし、施工図等は実際のものとする。
- ・配管、配線等複雑なものは、系統図を添付すること。

4) 機器重量表

5) 試験、検査成績表（工場、現場）

試験、検査成績表は、工場制作と現場施工とに分け、目次をつけて整理し、最終版を添付すること。

6) 操作要領書

操作要領書は、配管系統図、油圧系統図、単線結線図、ブロックシーケンス、フローチャート等により、分かりやすく整理するものとする。

- ・設備概要
- ・操作方法
- ・制御方法
- ・機器単体および設備全体の取扱説明

7) 保守点検要領書

保守点検及び取扱要領書は、操作及び日常メンテナンスに必要な事項、設備の故障対応方法、点検チェックシート等を添付し、メンテナンス時に理解やすいように編集すること。

- ・日常及び定期点検方法
- ・日常及び定期整備方法
- ・サービス体制、連絡系統等
- ・維持管理、保守点検チェックシートを添付

8) 機器メーカーリスト、購入部品・材料メーカーリスト

9) 付属品リスト、予備品リスト

10) アフターサービス連絡体制表

12) その他監督職員の指示するもの

処理場機械設備特記仕様書

1. 総則

1. 本工事は当市の契約規定、三重県公共工事共通仕様書、設計書並びに監督員の指示に従い、誠意をもって施工を行うこと。
2. 本工事請負者は三重県公共工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、施工上当然必要な設備は請負者の責任において行わなければならない。
3. 機器の取替に先立ち必要に応じ流量調整槽の水位を下げる等、処理水質保全に努めることとするが、必要に応じて請負者の責任において仮設盤等設置して適正に行なわなければならない。
4. 本工事について請負者は次の工事関係図書を提出すること。
これらに要する費用は請負者の負担とすること。
「1」納入図
 - (1) 機器外形図
 - (2) その他、当市が指示するもの
5. 契約不適合責任期間は、2年間とする。
6. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物を適正に処分すること。

2. 作業内容

上加太地区処理場

①汚泥搬出ポンプNo.1全取替

型式 : 水中汚水汚物ポンプ過流型（着脱自動接続型）

仕様 : $\phi 50 \times 5.5m \times 0.08m^3/min \times 0.75kW$

②汚泥搬出ポンプNo.2全取替

同上

なお、各処理場はすでに供用を開始しており各処理場の維持管理業者と日程調整等行い処理場管理に支障のないよう努めること。

既設機器の取り外し等には、パッキンやガスケット類を含めて破碎を行わないように施工すること。また、既設機器を含めて石綿含有材が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づく飛散防止措置を行った上で、作業を停止し、監督員と協議を行うこと。

(参考) 既設機器

汚泥搬出ポンプ

メーカー名 : 新明和工業(株)
型式 : CV501
仕様 : $\phi 50 \times 5.5m \times 0.08m^3/min \times 0.75kW$

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。

(6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。